

# 瀬戸内トラストニュース

第80号 2023年6月

環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL&fax 086-243-2927

## 第34回総会&瀬戸内法50年シンポ 7月1～2日、豊島で開催



左の写真は、2023.3.30 18:15～ KSB瀬戸内海放送ローカルニュース放映画像より。

二カ月後の現地は雑草が生い茂っているようだ。下の写真は、5月22日の干潮時、現場北海岸に広がるコアモモ。総会初日、同じ風景に出会える。(石井亨氏提供)



住民への土地の返還

地下水が環境基準をクリアする必要  
→ 水質浄化へ県はモニタリングを継続

写真は豊島産廃不法投棄現場の今。豊島住民が排出企業と香川県の謝罪と不法投棄産廃の完全撤去を求め申請した中央公害調停が2000年6月成立して、すでに23年が経ちました。

産廃は2017年7月、完全に撤去され、その後産廃搬出用施設の撤去と整地が進められ、今はまるで宅地造成地と見まがう状態です。しかし、産廃による地下水汚染はいまだ環境基準を満たすに至っていません。そして豊島島民は現場の「自然海岸化」を強く求めています。

「美しい豊かな島を取り戻したい」1996年初めて豊島に行った時に聞いた、この悲痛な叫びにも似た島民の声を忘れることはできません。

その一歩が、不法投棄現場をもとの海岸線＝自然海岸に蘇えらせること。とはいえ、前例のない自然海岸化、どれだけ時間を要するのか。人がどう関わり何をすべきなのか？何をすべきでないのか？

半世紀近くにわたり産廃と闘ってきた豊島で、ともに考えるひと時を持ちませんか？

### 目次

《香川県豊島》 環瀬戸第34回総会 in 豊島	石井 亨	2～3
瀬戸内法50年プロジェクト クラウドファンディングに挑戦！達成！	青野篤子	4～5
《愛媛県》 愛媛県内漁協への聞き取り調査を走破して	井出久司	6～7
瀬戸内法50年プロジェクトの経過、そしてこれから	松本宣崇	8
高まる「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の価値	湯浅一郎	9～11
「次期生物多様性国家戦略（案）」に対する環瀬戸内海会議の意見		12～14
今年もやります 海岸生物調査 ぜひ、ご参加・ご協力を！	坂井章	15
いんふぉめいしょん 第34回総会&瀬戸内法50年シンポ 7月1～2日、豊島で開催		16

# 環瀬戸 第34回総会 in 豊島

## 瀬戸内法 50年

### 豊島事件・発端から48年・公害調停申請から30年

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 環瀬戸内海会議顧問 石井 亨 〇〇〇

#### ◆大きな節目を超えた豊島

豊島事件とは、1990年兵庫県警の摘発によって全国に知られることとなった、わが国最大の有害産業廃棄物不法投棄事件である。1975年の計画当初から反対を続けてきた豊島住民は1993年、事件の真相を突き止め、549世帯主が申請人となって公害調停を申し立てた。彼らは、こうつぶやいた。

「わしらの時代にこの島を汚してしまった。きれいにする道筋を立てておかんと、わしは死んでも死に切れん。孫子の代まで恨まれるのは嫌じゃ!」。

豊島住民らは実に7000回を超える直接行動を通して、指導監督に当たった香川県を事業主体とした前例のない「現状回復事業」に漕ぎ着けたのである。

不法投棄事件現場から「汚染源」である廃棄物を撤去し、地下水を環境基準まで水質浄化するという前例のない「現状回復事業」は現在もなお進行中である。2000年に着工された事業は、2017年3月に「廃棄物撤去」の完了が宣言された。運び出された廃棄物等の総量は91万3千トンにのぼる。91万3千トンとは、10トンダンプに積んで一列に並べると、行列が、豊島から東京まで続くという長さにもなる。

現場では、地下水水質が排水基準を下回ったことから、瀬戸内海への汚水流出防止のための遮水壁や高度排水処理施設が撤去され、今年3月、着工から23年を経て整地作業を終えた。

これで、人為的・積極的な浄化作業は終了したが、現場地下水の水質が環境基準を下回るまで浄化を目的とした事業は、未だ道半と言わざるを得ない。今後は自然浄化に委ねることになる。今後、水質環境基準を達成するまでにどの程度の時間を

要するかは、全くの未知数である。

しかし、時間予測はつかないまでも、必ず水質環境基準に到達する日が来ることは、明らかとなった。その意味において、豊島の「現状回復事業」は、極めて大きな節目を超えたことになる。

発端から48年、調停申請から30年を迎え、現状回復事業への投入費用は817億円にのぼった。

#### ◆豊島の足跡

豊島での議論は、「有害物を大量に含む廃棄物」をこのまま封じ込めることは困難であり、廃棄の問題を次世代に先送りする行為という共通認識から「次の世代にツケを回さない」という考え方が提唱された。そして、掘り出したものは全て原材料として人間の社会経済活動の中に押し返すという方法で撤去を実現した。このことが廃掃法改正はもとより、現在の各種リサイクル法を生み、また現在のダイオキシン規制も、ここから議論が始まっている。

更地となった現場は、大量廃棄が前提だったこの国の形を循環型社会へと転換させたランドマークとも言える。また「現状回復」の道のりは、自然科学的挑戦であると同時に、費用投下の枠組みや、住民参加とリスクコミュニケーションシステム、費用負担の合意維持など、社会科学的な挑戦としても先駆的なものとなっている。

#### ◆廃棄とは

わが国は、この事件を契機に循環型社会へと転換したとは言え、その実効性はかんばしいとは言えない。ゴミに困り始めたのは、つい近代の話である。人は地下資源を加工してそれまで自然界になかった「人工物」を作り出し、便利に使い始めた。ところが使い終えた人工物を廃棄しようとし

た時、自然界が思うように受け入れてくれないことに気付いた。これが「ゴミ問題」である。

1970年に最初の「廃棄物」に関する本格的な法律の成立以降でも、すでに数十億トンもの「廃棄物」が全国各地に埋め立てられている。その数、数十万ヶ所に及ぶことは容易に推察できる。これらが、各地で上水源の汚染源となるなど、多くの問題を引き起こしている。

公害調停が成立した2000年当時、わが国の廃棄物の総排出量は4億5千万トンであり、最終埋立量だけでも5600万トンに及ぶ。豊島60個分が毎年日本中のどこかに埋められている計算になる。

これが兵庫県警摘発の1990年に遡ると排出量こそ変わらないものの、年間埋立実績は1億1千万トンに迫る。各種リサイクル法制定後、いずれも減少の方向には向かっていて、年間最終埋立量は2025年、1300万トンを下回ることを目標とされているが、総排出量はやっと4億3千万トンを下回ったところである。埋立のための減量化は主に焼却に頼っているが、わが国は地球上の大型焼却炉の70%を保有する国でもある。

#### ◆廃棄と生物多様性

高層ビルであれ、高速道路であれ、人間の作り出した「人工物」はいずれ廃棄物となる日を迎える。WWFによれば、20世紀初頭の地球上に存在した「人工物」総量は、およそ350億トンと推計されている。これは全生物量の3%に相当する。ところが2020年、この数字が逆転して人工物の総量は1兆1千億トンを超え、地球上の全生物量を超えたと報告された。さらに人類は、今後20年間に過去100年間の2倍～3倍の「人工物」を生み出すと警告している。額面通りに読み取れば、20年後には地球上の「人工物」、つまり「ゴミ予備軍」は3兆トンを超えるかもしれないということになる。他方で、人類は2020年を起点とした、過去48年間で生物多様性の69%を失ったと報告している。このままでは生態系の高次生物である人類の存亡を脅かすことになる。ここにきて地球温暖化の問題とともに、生物多様性問題の深刻さが顕著に「見える化」されて、ネイチャー・ポジティブが喫緊の

課題となっている。そして今年、わが国において生物多様性国家戦略が定められた。

#### ◆地球環境問題と瀬戸内海

瀬戸内海は少なくとも20世紀初頭までは、比類稀な生物多様性の宝庫であった。瀬戸内海の魚影の変遷はWWFの報告を如実に感じ取れる場である。

戦後高度成長の中で「豊かさ」を求めた開発が集中した地域であった瀬戸内海、そして豊島事件。

瀬戸内海は、まさに地球環境問題の象徴ともいえる場所であり、それは同時に瀬戸内海の環境保全や環境再生の課題に、2015年以降の国際的なプラネタリー・バウンダリー議論が投影されているということである。

#### ◆不法投棄現場を自然海岸へ

同じ2015年、豊島住民は原状回復事業終了の後、処分地を自然海岸に戻すことを決議した。そして2022年3月、香川県との処理協議会において、香川県は現状の整地状態で豊島住民に土地を返還し、豊島住民が自ら自然海岸化に臨むという役割分担を確認した。もちろん「自然海岸に戻す」という行為の在り方もまた前例のない取り組みであり未知なる事業である。

豊島の運動は、小さな奇跡を起こした。そして今、どうやら私たちは、人類規模でもう一度奇跡を起こす必要性に迫られているようだ。

「過去に目を閉ざすものは、結局現在にも盲目である」との言葉になぞらえ、大きな節目として瀬戸内海と豊島を振り返り、明日の瀬戸内海を考える総会としたい。(2023.6.1)

#### ◇ 岡山御津産廃場許可取消裁判日程 ◇

##### ◆西日本アチューマット産廃場計画許可取消請求

7月10日(月) 14:00～ 岡山地裁

##### ◆NS日進産廃場計画許可取消請求21回弁論

9月20日(水) 11:00～ 岡山地裁

# クラウドファンディングに挑戦！ 達成！

環瀬戸内海会議幹事 青野篤子



## 瀬戸内法50年プロジェクト

① 瀬戸内海の水産・海洋生物と環境の変化に関する調査

②「瀬戸内法施行50年シンポジウム」

環瀬戸内海会議

Pan-Seto Inland Sea Congress  
SETONAIKAI-JAPAN.NET

クラウドファンディング (crowdfunding、CF) とは、主にインターネットを通じて多くの人々 (crowd) から寄付を募る (funding) もので、日本では東日本大震災以降大きな広がりを見せたとされています。CF をやっていた知り合いは相当苦労したようですし、不安もあったのですが、プロジェクト会議に提案すると、皆さん前向きで、やってみようということになりました。それは、この「瀬戸内法 50 年プロジェクト」がまさに CF をやるにふさわしい事業だと思われたからでしょう。

私なりに考えると、まず、活動資金を得る必要があるということ。漁協への聞き取り調査には旅費がかかり、報告書の作成費用もかかり、シンポジウムの開催にもお金がかかります。しかし、それだけではありません。CF を通じて、瀬戸内法 50 年プロジェクトを世に知らしめ、環境問題に関心をもってもらうこと、それも「生物多様性」という視点から環境を捉え直すことの意義を広く伝えるチャンスになるということがあります。さらに、環瀬戸内海会議というものの存在を知ってもらう機会にもなります。

「瀬戸内法 50 年プロジェクト」は、トラストニュースの前号でお知らせしたとおり、瀬戸内法施行から 50 年を振り返るという難しいテーマに取り組もうとしています。これをいかに CF の HP でわかりやすく伝えて、一人でも多くの賛同者を得ていくか、一番苦労したところです。しかし、プロジェクト会議のメ

ンバーで知恵を出し合って、つくりあげました。また、環瀬戸内海会議には 30 年以上の歴史があり、実績があります。トラストニュースのバックナンバーや HP、出版物、そして生き字引のような役員の皆さんの意見を大いに参考にさせていただきました。

CF に寄せられたご寄付そのものももちろん有難いのですが、応援コメントには随分と励まされました。いくつか紹介します。

カモノ	イセエビ	オホホシカイ	クロフジウ
大きな殻、殻裏が滑らかで、殻の裏側に鋭い歯がある。殻の裏側に鋭い歯がある。	大きな殻、殻裏が滑らかで、殻の裏側に鋭い歯がある。殻の裏側に鋭い歯がある。	大きな殻、殻裏が滑らかで、殻の裏側に鋭い歯がある。殻の裏側に鋭い歯がある。	大きな殻、殻裏が滑らかで、殻の裏側に鋭い歯がある。殻の裏側に鋭い歯がある。
多い 少ない いらない	多い 少ない いらない	多い 少ない いらない	多い 少ない いらない
マガキ	マガキ	ムラサキガイ	ムラサキウ
大きな殻、殻裏が滑らかで、殻の裏側に鋭い歯がある。殻の裏側に鋭い歯がある。	大きな殻、殻裏が滑らかで、殻の裏側に鋭い歯がある。殻の裏側に鋭い歯がある。	大きな殻、殻裏が滑らかで、殻の裏側に鋭い歯がある。殻の裏側に鋭い歯がある。	大きな殻、殻裏が滑らかで、殻の裏側に鋭い歯がある。殻の裏側に鋭い歯がある。
多い 少ない いらない	多い 少ない いらない	多い 少ない いらない	多い 少ない いらない
アサモ	アサモ		
大きな殻、殻裏が滑らかで、殻の裏側に鋭い歯がある。殻の裏側に鋭い歯がある。	大きな殻、殻裏が滑らかで、殻の裏側に鋭い歯がある。殻の裏側に鋭い歯がある。		
多い 少ない いらない	多い 少ない いらない		

環における海岸生物種数の変遷

### 生態系の変化は海からの警鐘

1973年の瀬戸内法の制定によっても、生物多様性や生態系は改善されなかった。

---

- PHOTO BY SENSE -

### 瀬戸内法50年プロジェクトの構成

1. 生物多様性から見る海の変遷
2. 聞き取り調査 (漁民、釣り人、市民運動、研究者など)
3. 瀬戸内法に基づく環境行政の批判的検討
4. 未来へ向けた提言

- ◆ 50 年前の瀬戸内海汚染総合調査団に参加していました。こうして 50 年後を検証して下さること、心より感謝しています。がんばって下さい。
- ◆ 瀬戸内海の美しい景観と健全な生態系の維持のための大切な活動だと思います。本来は行政等が取り組むべき活動だと思いますが、頑張ってください。
- ◆ 子ども時代、瀬戸内海のそばで育ちました。応援しています。

- 4 -

◆応援する人の、知・情・意のどこかに響くように訴えかけ続けて下さい。応援致します。

◆立ち木トラストから始まって瀬戸内を守るためのこのプロジェクトを応援します。「みんなの海」だから。

◆瀬戸内海に生きる生きものや、そこで生活する多くの人の声を掬い上げていく素晴らしいプロジェクトですね。ワクワクします。瀬戸内海が瀬戸内海であるがまま残っていくように、プロジェクトが大きく広がっていきますように！

◆環瀬戸内海会議という会の名前がとても良いと思っています。そして、環地球市民でありたいと思っています。

◆経済成長&開発一辺倒の世の中から、自然と環境の再生へと向かってほしいです。

マスコミも注目してくれました。毎日新聞は、4月19日のweb版、4月23日の広島版・岡山版で、瀬戸内法施行50年の節目にあたり、環境NGOの環瀬戸内海会議が「瀬戸内法50年プロジェクト」を立ち上げ、クラウドファンディングを行うことを紹介してくれました。この中で、阿部共同代表は「目の前の海への関心をもっていただき、世代を超えたつながりを作りたい」と語っています。愛媛新聞も5月1日付、漁協での聞き取り調査が進んでいることを写真とともに伝えてくれました。この記事の最後には、「住民の立場から、この50年は何だったのかを振り返り、

未来について一緒に考えてほしい」という湯浅共同代表のメッセージが載りました。

3月15日に募集を開始したこのCFは、4月20日に当初の目標の130万円を達成することができました。そこで、ネクスト・ゴールを160万円と設定して募集を続けました。最終的には5月13日の締め切りの時点で、総勢193名の方々から総額1728000円ものご寄付をいただいたこととなります。当初の目標の130万円をはるかに上回る額です。それだけ人々の生物多様性や環境問題への関心が強く、環瀬戸内海会議のプロジェクトに期待が寄せられているのだと感じます。気を引き締めて活動に取り組んでいきたいと思ひます。

会員の皆さん、ニュース購読者の皆さんにもご支援をいただき、本当にありがとうございました。

ちなみに、CFのページは半永久的に残るのだそうです。これからもプロジェクトの進捗状況などを「新着情報」として掲載していく予定です。引き続きフォローしていただければ幸いです。(23.5.18)

READYFOR クラウドファンディング「瀬戸内法50年プロジェクト」のページは下記の通りです。

[https://readyfor.jp/projects/setouchi\\_annivers ary](https://readyfor.jp/projects/setouchi_annivers ary)



瀬戸内法施行50年

## 多様な生物すむ海に

瀬戸内海で何が起きているのか？沿岸11府県の住民がキーワードをつくる環境NGO「環瀬戸内海会議」(事務局・岡山市)が、生物多様性をキーワードに海の健全性と環境行政を検証し、提言をまとめるプロジェクトを始めた。2023年は瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内法)が臨時措置法として施行されてから50年。「海への関心を高め、問題意識を共有したい」とクラウドファンディング(CF)への協力などを呼びかけている。

環瀬戸内海会議は1090年発足。埋め立てや海砂利採取への反対運動、生物調査など現場レベルの活動から、瀬戸内法の改正運動にも取り組んできた。瀬戸内法は高度成長期、汚染が進んだ水質の改善を図る目的で施行。気候変動の影響や富栄養化など新たな課題も生じ、まずは海の実態を改めて把握しようと、生物多様性の大規模調査を計画した。

海と密接に関わる漁業者の声を聞く必要があると考え、既に海域の336漁協を対象にアンケート調査を実施し、117漁協から回答があった。質問項目は取れる魚種や漁獲量、スナメリやカブトガニなど希少種の目撃情報、赤潮の件数や海の透明度の変化、砂浜や藻場の状況など。結果を踏まえて大阪湾から九州沿岸までを5海域に分け、約70漁協への聞き取り調査をメンバーが分担して実施する予定だ。

調査結果は7月に香川県・豊後県のあるシボジウムで中間報告を予定し、秋に報告書の刊行を目指す。瀬戸内法の経過と現況を検証し、残った生息地の維持や壊された海岸の復元など未来に向けた提言をまとめる。

■CF呼びかけも 共同代表の阿部悦子さん「夢後県今治市」は「目の前の海への関心を持っていただき、世代を超えたつながりを作りたい」と協力を呼びかけている。

クラウドファンディングによる支援は5月13日まで募っている。詳細は同会議のホームページQRコード。【宇城昇】

多くの島が連なる瀬戸内海  
|| 広島県(原市で

2023. 4. 23 毎日新聞  
広島・岡山版



# 愛媛県内 漁協への聞き取り調査を走破して

環瀬戸内海会議幹事 井出久司

愛媛県の西～南部の聞き取り調査に出掛ける機会があり、4つの漁協と、ある養殖業創業者から様々な話を聞くことができた。内容は様々で、中には自分と違う意見や自分では知らなかった事実や意見があり、凄く良い経験ができた。

まず、全ての漁協で昔に比べ魚が獲れなくなったこと、海水温が高いこと、燃料その他の高騰、そして後継者不足が聞かれた。また、ウミウが大量に接岸している話もほぼ共通していた。

## ◆ 魚が獲れなくなった

まず魚が獲れなくなったことについては海水温の上昇や海流の変化が言われた。予想していなかった意見だが、イカナゴやチリメンの漁で魚の稚魚が混じって獲られるからではないかという意見があり、それは個人的にも見たことがあり納得できた。また、漁法の変化もあるのではないかと言われたが、確かに昔行っていた「板漕ぎ」という漁法は禁止となり今は竹を用いる底曳き漁をしている。昔は魚が多かったのも確かだろうが、板漕ぎは竹を用いる漁よりはるかに魚が獲れるというのは、私もよく聞いて知っていた。

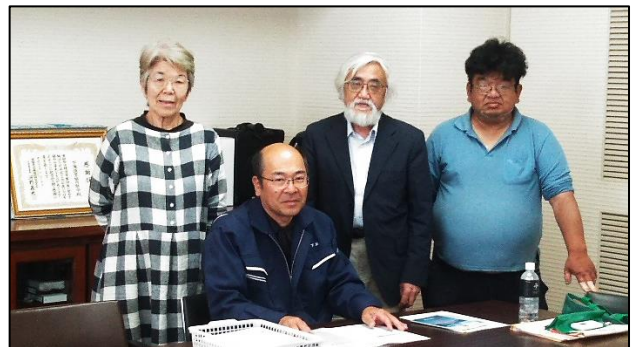
## ◆ 長浜漁協



海流の変化について、長浜漁協では、広大な埋立て地造成が指摘された。浅瀬を埋立て、アサリ等の貝類やウナギなどが獲れなくなった、カレイやトラフグの激減、イカやタコの激減などが起きたという。長浜は肱川河口に位置し、流域の企業

排水の問題もあったようだが、担当者が若く昔のことは余り知らないとのことだった。

## ◆ 下灘漁協



宇和島市津島の下灘漁協では、一般の漁業はほんの小規模になり、代わって真珠の養殖が主となった漁協である。海水温の上昇、赤潮、真珠貝の大量死などの様々な問題の話聞くことができた。養殖が主な漁協だからか、海水温の変化等に早くから着目して様々なデータの収集、さらには海岸清掃などを行っており、个性的かつ科学的な漁協という印象を受けた。

## ◆ 愛南漁協



愛南漁協は、カツオが主な水揚げの大規模な漁協であり、地域振興や特産のアピールなど工夫している印象を受けた。また、愛南で鯛養殖の草分け的な人の話を聞けたが、昔の漁獲の豊かさ、養殖の様々な問題や難しさ、深浦の地形や環境の特徴などがわかった。

◆ 三崎漁協



三崎漁協では、過去の金銭問題の改善努力や、組合員へのサービス、さらには新規就業者の呼び込みと指導など、その工夫と苦勞話を聞くことができた。個人的には宇和海の自然環境の特徴として、海藻や貝の漁での台風の影響の凄さが印象に残った。磯焼けの現実だけでなく、台風の波で海底の大きな岩が返され、それが原因で貝の棲むポイントが一日で変わる、次の年はヒジキが生えない、という瀬戸内海側では考えられない現実や現象について知ることができた。

◆ 磯津漁協

旧保内町磯崎の磯津漁協で、伊方原発の反対運動や、海底の泥の放射能や生き物の調査、7度起きたと言われる魚の大量死の話を書く予定であったが、相手方の都合により延期になったことは非

常に残念だった。瀬戸内海、特に西部においては伊方原発の建設、稼働は生態系に筆舌に尽くしがたい影響を及ぼしているはずで、当該地域では海水温の上昇、磯焼け、魚の大量死、海底泥の人工放射能コバルト60による汚染など、様々な問題や影響について話を聞くことができるだろう。個人的にも、原発の危険性について瀬戸内海・伊方から発信していく必要を感じている。

その他にも様々な問題に対する意見が聞けたが、ここでは省略する。が、瀬戸内海の水産資源の枯渇、生物多様性の低下、何より環境悪化は今緊急に的確な対策を取らなければ、瀬戸内海は近い将来死に絶えてしまうだろう。今ならまだ自然による回復力が残っているのではないか。このかけがえのない宝の海、生命の海を後世に伝えるのは、今この時代を生きる私達の肩にかかっているように思える。その対策を探るためには、現場に立ち、環境の実態について漁業者の生の声から分析しなければならず、この調査や夏の海岸生物調査の資料的価値は貴重なものとなると信じている。

(2023. 5. 26)



2023. 5. 1  
愛媛新聞

「豊かな海に」住民提言へ

瀬戸内法は1973年11月、高度成長に伴い水質悪化などが進んだ瀬戸内海を守るべく臨時措置法として施行。78年に特別措置法に改正、恒久法化された。プランクトンの養分になる窒素、リンなどの栄養塩類の排出を規制して富栄養化を抑え、水質改善に一定貢献する一方、貧栄養化や漁獲量減少などが指摘され、2015、21周年に改正。「豊かな海」を目指すことや、沿岸府県による栄養塩類管理制度の創設が盛り込まれた。

環瀬戸内海会議は1990年に結成。2003年には埋め立てを全面禁止する独自の瀬戸内法改正案も発表された。

同会議によると、プロジェクトでは漁協統計や、広島県呉市で1960年から市民が行ってきた海岸生物調査など、既存データの整理の沿岸漁協調査(環境行政の検証)未来への提言(を)し、報告書まとめる。住となる漁協調査では2022年11月、近畿から九州

水質環境守る「瀬戸内法」施行50年

瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内法)が今秋、施行50年を迎えるのを前に、愛媛など沿岸や東京の住民らでつくる「環瀬戸内海会議」が、漁協への聞き取りやシンポジウムの準備を進めている。生物多様性をキーワードに、半世紀にわたる瀬戸内海の変化と現状を記録し、未来に向けた提言を行うプロジェクト。13日までクラウドファンディング(CF)を支援しており、協力を呼びかけている。

愛媛などの団体 調査・シンポ準備でCF

まで11府県336漁協エリア(公島未定)アンケートし、回答があった117漁協のうち約70漁協(愛媛は14漁協)に、漁業の現状や魚種の変化、水質の現状、カブトガニの目撃情報などの聞き取りを進めている。

CFの出資者にはプロジェクトの報告書を送る。詳しくはQRコードから。

山田明子



瀬戸内海の変化について漁業者から聞き取り調査する環瀬戸内海会議メンバー(右) 4月、新居浜市(同会議提供)

# 瀬戸内法 50 年プロジェクトの経過、そしてこれから

環瀬戸事務局長 松本宣崇

環瀬戸は昨年（2022）の第 33 回総会で、瀬戸内法 50 年プロジェクトの取組みを決めました。昨年 10 月 12 日、瀬戸内法 50 年プロジェクト企画検討会議を立ち上げ、これまで 2～3 週間に一回程度、ZOOM による企画会議（5 月 31 日まで計 11 回）を開催し、作業内容の立案・実施、進行状況の確認という活動を繰り返し、続けてきました。

その第一歩として、昨年 11 月、瀬戸内海圏の漁協 336 組合への書面郵送によるアンケート（ニュース 79 号参照）を実施、117 漁協から回答を頂きました。

この回答をもとに、今年 4 月から瀬戸内海を 5 つの海域に分け漁協の海域別偏りを避けつつ、70 余りの漁協をピックアップし面談による聞き取り調査を進めています。6 月中にはほぼ完了できると思います。

なぜこのような調査を行うのか、どんな意味があるのか。

瀬戸内海は古くから「魚湧く海」と称され、瀬戸内法でも「世界に比類なき漁業の宝庫」と謳われながら、1985 年をピークに瀬戸内海の漁獲高は減少し続けています。

約 50 年前、高度経済成長の旗印の中、沿岸各地の工業開発が進められ、未曾有の海洋汚染、大量の赤潮発生そして漁業に壊滅的打撃をもたらしました。そのおり、1971～72 年（昭和 46～47）年にかけて瀬戸内海汚染総合調査団（団長：星野芳郎氏）が結成され、海陸両面から汚染調査を敢行、汚染の実態について漁業者・住民の生の声が、詳細に報告されました。

半世紀経た今、瀬戸内海の現状をつぶさにし、その実態を記録し、そして漁業の持続可能な在り方を探り、未来への提言とすることが私たちの責務であろうと考えています。

「食糧安保」などの文言が飛び交う今日、将来的にも瀬戸内海の漁業の持続可能性の維持はとても重要です。大規模な埋立てを伴った戦後の沿岸の工業開発で失われた藻場干潟、そして生物多様性。失われたものの大きさを感じざるを得ません。

どうすれば取り戻せるのか？漁業者が普段感じていることを生身の言葉として聞き取り、その内容を報告書にまとめ、未来への提言になると願っています。（2023.6.4）



## 瀬戸内法 50 年プロジェクト・シンポジウム第 2 部

### 瀬戸内海の 50 年をふり振り返り、これからを考える

日時 2023 年 10 月 1 日（日） 13:00～17:00

会場 神戸市教育会館（神戸市中央区中山手通 4-10-5）

JR 新神戸から市営地下鉄乗換え「県庁前」下車 徒歩 5 分

- ・プロジェクト報告 漁業者から学ぶー漁協アンケートと聞き取り調査  
自治体アンケートから
- ・基調講演 「水産の立場から瀬戸内海の現在と未来を考える」  
講師 鷲尾圭司さん（元林崎漁協職員 元下関水産大学校理事長）
- ・パネル討論「未来への提言」



# 新「生物多様性国家戦略 2023-2030」策定で高まる 「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の価値

## — 山口県知事の上関原発埋立て認可の不当性が浮き彫りに —

環瀬戸内海会議共同代表 湯浅一郎

### ◆ 新「生物多様性国家戦略 2023-2030」が 閣議決定された

2023年3月31日、日本政府は、「生物多様性国家戦略 2023-2030-ネーチャーポジティブ実現に向けたロードマップ」(以下、「新戦略」)を閣議決定した(注1)。この文書の重要なことは「今までどおりから脱却」し、「社会、経済、政治、技術など横断的な社会変革」を目指すという基本理念を掲げていることである。その具体化のために2030年までに「陸と海の30%以上を保護区にする(30by30)」など25の行動目標が盛り込まれた。

「新戦略」の背景は、モントリオール(カナダ)で2022年12月19日開かれた生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)が、2050年までの長期ビジョン「自然と共生する世界」を掲げ、そのための行動計画として採択した2030年までに生物多様性を反転させるための「昆明(クンミン)・モントリオール世界生物多様性枠組」(=ポスト愛知目標)である(注2)。枠組みは4つのゴールと「陸と海の少なくとも30%を保護区にする(30by30)」など23のターゲットで構成される。

同戦略(案)は1月30日に環境省のHPに掲載され、2月28日までパブコメが行われ、環瀬戸は意見書を提出した(本号12~14頁に抄録)。3月13日に開かれた次期生物多様性国家戦略第7回小委員会でパブコメで出た意見への対応などが報告、議論された(注3)。その結果、環瀬戸が提出した意見は、多くは無視されたものの、いくつか採用されたことがわかった。

### ◆ 「陸域・海域の30%以上を保護地域」なら 上関町田ノ浦の埋立て認可は撤回されるべき

新戦略の「第1章 生態系の健全性の回復」では6項目の行動目標があるが、初めの3つが重要である。その第1が、行動目標1-1「陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する」である。「30%以上」となっている箇所は、環境省の原案では「30%」であったが、環瀬戸内海会議(12頁の意見3)や辺野古土砂全協の意見が取り入れられた結果である。基になった昆明モントリオール枠組みのターゲット3が「少なくとも(at least) 30%」になっているので当然だが、それなりに大きな意味がある。

これを実現する最も具体的な方法は、環境省が2016年に抽出している既存の『生物多様性の観点から重要度の高い海域』の沿岸域270海域をできる限り活用することである。「今まで通りから脱却」するのなら「すべて保護区にする」方針を打ち出してもおかしくない。

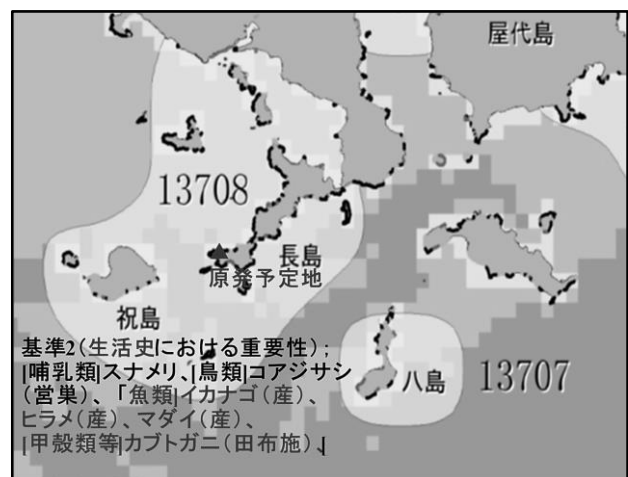


図1. 「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の一つ  
「長島・祝島周辺(海域番号13708)」(灰白色部)

新たな国際合意とそれに基づく新たな国家戦略のもとで、『生物多様性の観点から重要度の高い海

域』の重要性が飛躍的に高まったのである。

例えば、上関原発予定地・田ノ浦海岸を含む重要海域の一つを見てみよう。重要度の高い海域で「長島・祝島周辺」と名付けられた「海域番号13708」（図1）である。環境省HP（注4）によれば、この海域の特徴は、「長島、祝島、宇和島周辺の海岸は、護岸のない自然海岸が多く、瀬戸内海のかつての生物多様性を色濃く残す場所である。祝島と長島を隔てる水道はタイの漁場として有名であり、スナメリやカンムリウミスズメが目撃されている。岩礁海岸ではガラモ場が非常によく発達しており、生産性も高い。宇和島ではオオミズナギドリの繁殖地が見つまっている。」とされている。そして、抽出の基準ごとに以下の特徴があげられている。

**基準2**（生活史における重要性）〔哺乳類〕スナメリ、〔鳥類〕コアジサシ（営巣）、〔魚類〕イカナゴ（産卵場）、ヒラメ（産卵場）、マダイ（産卵場）、〔甲殻類等〕カブトガニ。〔頭足類〕マダコ。

**基準3**（絶滅危惧種）〔鳥類〕コアジサシ、〔維管束植物〕ヒロハマツナ。

**基準7**（自然性）〔甲殻類等〕カブトガニ、〔維管束植物〕ウラギク、ヒロハマツナ、フクド。

コアジサシの営巣地、イカナゴ、ヒラメ、マダイの産卵場、マダコの生息地、カブトガニの生息地等の記述も。

更に情報票には抜けているが、過去には埋立て予定の田ノ浦海岸には、ヤシマイシシ、ナガシマツボなど還元性土壌に生息する微小巻貝が多種類生息しているという文献もある。いずれにせよ環境省自らが認めているように、「瀬戸内海のかつての生物多様性を色濃く残す場所である」。270海域の中でも、瀬戸内海の内原風景を残し、生物多様性の豊かさという点ではトップクラスの海域である。このような海は、生物多様性基本法に基づいて作成された生物多様性国家戦略に照らして、そのまま保護するのが妥当な選択であろう。従って、「田ノ浦海岸に関する山口県知事の埋立て承認には、生物多様性基本法に照らして法的な瑕疵がある」

と言わざるを得ない。

瀬戸内海に57カ所ある重要海域は、多かれ少なかれ、同様の位置を占めているはずである。「これまでどおりから脱却し」、「社会変革をめざす」理念に基づき、「海の30%以上を保護区にする」としている新戦略が閣議決定された状況において、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の重要性は飛躍的に高まっている。

#### ◆ コンクリート護岸海岸で磯浜復元を上げよう

新戦略のもう一つの重要な側面が、行動目標1-2「土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する」である。これは昆明・モントリオール生物多様性枠組の「劣化した生態系の30%以上を再生させる」とのターゲット2に対応したものである。この「30%以上」にも我々の意見が反映されている。この項目は、大阪湾岸、播磨灘北岸、水島灘北岸など、瀬戸内海に林立するほとんどの臨海コンビナートはもとより、コンクリート護岸で覆われた海岸線に当てはまる重要な課題に関わる。かつての干潟や藻場がつぶされコンクリート護岸に囲まれてから久しい海岸線においても、護岸に穴をあけ、潮の満ち引きで海水が出入りできるようにする「磯浜復元」に取り組むことが可能である。

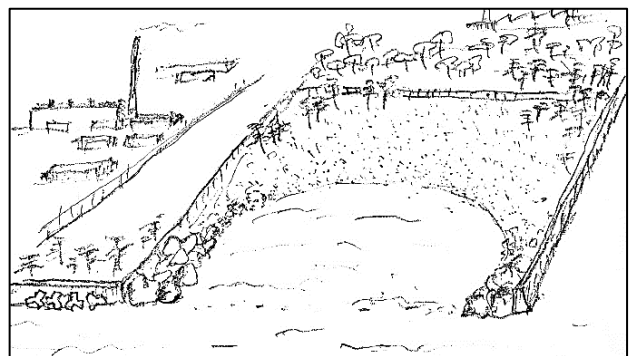


図2 「磯浜復元モデル」イメージ図

「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（2021年4月8日、参議院環境委員会）二に以下の記述がある。

「二、藻場・干潟等が、水質の浄化に加え、生物多様性の維持、炭素の貯留といった環境の保全上の重要かつ多様な機能を有していることに鑑み、関係省庁との連携の上、藻場・干潟等の保全、再生及び創出に係る施策の充実・強化に十分な予算の確保に努めること。また、未利用埋立地等を利用し、自然の力をいかした磯浜の復元に努めること。」

ちなみにこの付帯決議は、環瀬戸内海会議が、立憲民主党の徳永エリ参議院議員に提起したものが生かされた結果である（注5）。潮汐が大きい瀬戸内海では、干満を利用しての海水の出入りが大きいので、まずは遊休埋め立て地を利用した磯浜復元を小規模にでも実際に始めることを提起することが重要であろう。

#### ◆ 新戦略は生物多様性基本法第12条第2項に沿ってすべての事業に適用される

また環瀬戸や土砂全協の意見書では、「本戦略には法的拘束力がないため、国の事業についてさえ、ほとんど歯止めがない。そこで戦略は、事業官庁（国土交通省、経済産業省、防衛省など）を含め国のすべての事業に適用されることを確認する内容が盛り込まれる必要がある」と指摘した。これに対する環境省の答えは、「生物多様性基本法第12条第2項において、『環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする』と定めており、他省庁の施策についても本戦略の主旨に沿うものとなるよう、今後も関係省庁間で連携を進めてまいります」というものであった。ということは、基本法ということで法的拘束力はないにしろ、曲がりなりにも法律に基づいて策定され、閣議決定された新戦略に照らして、すべての事業を検証することの正当性は担保されている。

いずれにせよ新たな国際目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」に沿って日本の生物多様性国家戦略が閣議決定されたことには大きな意義がある。政府の事業のすべてが、その戦略に照らして妥当性が吟味されねばならない。全

国の市民から「おかしいのではないか」という声が出てくる条件が整った。「陸域及び海域の30%以上を保護地域」にするのであれば、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」は保護区にすべきだとの訴えを強めていかねばならない。

今年、環瀬戸は、瀬戸内法50年プロジェクトを進めているわけであるが、その年に生物多様性国家戦略が策定されたというタイミングを活かす視点を提起したい。プロジェクトの「未来への提言」の一つとして、瀬戸内海に57か所ある「生物多様性の観点から重要度の高い海域」につき1つ1つの状況を吟味・検証し、「海洋保護区にすべき海域」、「劣化した生態系の再生の対象とする海域」などを選び出し、行政や住民に提案していくことが有効ではないかと考えられる。

注:

1. 環境省 HP

<https://www.env.go.jp/content/000124381.pdf>

2. 「昆明・モントリオール世界生物多様性枠組み」環境省仮訳  
<https://www.env.go.jp/council/content/12nature03/000105704.pdf>

3. 「次期生物多様性国家戦略(案)に関する意見募集(パブリックコメント)の結果」  
<https://www.env.go.jp/council/content/12nature03/000126095.pdf>

4. 環境省 HP「生物多様性の観点から重要度の高い海域」  
<https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html>

5. トラストニュース 75号(環瀬戸内海会議 2021年5月)  
<http://www.setonaikai-japan.net/09osirase/news/news75.pdf>



政府が実施した「次期生物多様性国家戦略（案）」に対するパブリックコメントに、環瀬戸内海会議は2023年2月25日、以下の意見（抄録）を提出しました。

## 「次期生物多様性国家戦略（案）」に対する意見

団体名 環瀬戸内海会議

### **意見 1** 1-1 3頁29行目。【生物多様性国家戦略の位置づけと役割】

**意見内容** 「2030年ネイチャーポジティブ」は、政府の取組だけでは達成できない。」(29行目)の「政府の取組」の前に『まず政府が、全省庁を上げて積極的に取り組むことは当然のことであるが、同時に』を挿入する。

1-2 40頁5～8行目。(3) 事業者としての国・地方公共団体の率先垂範

**意見内容** 「また、自ら行う事業において、生物多様性・自然資本への負荷を削減するよう取組を進める。」(7-8頁)の後ろに以下を加える。

『国は、海面埋立て、人工構造物の設置や山・海の砂利採取など生物多様性を消滅させることが明白な事業については本戦略の精神に照らして事業そのものを再検討する。』

1-3 59頁38行目～60頁1行目。第4節

### **意見 2** 31頁11～12行目。(2) 陸域及び海域の利用・管理における生物多様性への負荷軽減。⑤沿岸・海洋。

**意見内容** 「水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存12の護岸等の補修・更新時には、」(11-12頁)の前に、以下を挿入する。

『陸と海の境界域である海岸線付近の埋立て事業は、生物多様性の高い干潟・浅瀬をつぶす行為であり、この際、禁止すべきである。河川流域でのダム、堰堤も物質循環を遮断する構造物であり、その新設は極力制限し、既存の構造物は撤去・改造を推進する。』

**理由** 「今までどおりから脱却」(6頁)し、「経済、

### **意見 3** 3-1 64頁20行目。

**意見内容** 行動目標1-1 「陸域及び海域の30%を保護地域」で、「30%」の前に『少なくとも』を挿入する。

3-2 71頁20行目。

各主体に期待される役割と連携。「1.国」。

**意見内容** 38行目の以下の文章に、『 』内の文章を挿入する。

「国自らも、物品調達や施設の維持管理・整備等に当たって、生物多様性への負荷の軽減を十分に考慮する『とともに、国の事業が生物多様性を著しく損なうことが明白な場合は、計画そのものの是非を検討するなどし、』環境に配慮した行動を率先して行う。

**理由** 本戦略には法的拘束力がないため、国の事業についてさえ、ほとんど歯止めがない。そこで事業官庁(国土交通省、経済産業省、防衛省など)の事業に対する縛りが必要である。閣議決定した戦略は、国のすべての省庁のすべての事業に適用されることを確認する内容が、さまざまな形で盛り込まれる必要がある。

社会、政治、技術すべてにおける横断的な社会変革(27頁)をめざすのであれば、それを象徴するような提案があつて然るべきである。その観点から、とりわけ陸と海の境界域である海岸線付近の埋立て事業は、生物多様性の高い干潟・浅瀬をつぶす行為であり、この際、禁止すべきである。さらに海面埋め立ては、減少したとはいえ、未だに国の事業においても継続しているが、これを止めていくためには、事業の根拠となる公有水面埋立て法、砂利採取法などの諸法律改正も視野に入れて検討すべきである。

**意見内容** 行動目標1-2 「既に劣化した生態系の30%の再生を進め、」で、「30%」の前に『少なくとも』を挿入する。

**理由** 上記2点は、昆明モントリオール枠組みのタ

ーゲット3, 2 がもとになっているはずで、両者ともに、「少なくとも」(at least) が入っている。従って

**意見 4** 71 頁 7-9 行目。「1-1-16 海洋保護区及び OECM 設定の基盤となる生物多様性情報の整理」

**意見内容** 「30by30 目標の達成を含む海洋生物多様性の保全の推進と持続可能な利用に資するため、」(7 行目) の後の 8-9 行を、『既存の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」をすべて保護区にする方向で検討する。』に差し替える。

**理由** 「海域の少なくとも 30%を保全する」という

**意見 5** 14 頁 17-18 行目。

**意見内容** 「瀬戸内海では 1979 年に 172 回観測された赤潮の発生回数が 2019 年には 58 回に減少するなど、都市や沿岸域等の一部の生態系では改善がみられたものもある。」を削除するか、『しかし瀬戸内海東部では冬季に大型珪藻（ユーカンピア属のタラシオシーラなど）が優占し、低次生態系に変化が起り、栄養塩の高次生物への移行が正常に行われない状態が出現している』を追記する。

**理由** 瀬戸内海での赤潮発生件数の減少は事実であ

**意見 6** 78 頁 29-31 行。

**意見内容** 「港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深堀後の埋め戻しを推進する。」(30 行目) の中の「干潟・藻場などの再生」は削除してほしい。

**理由** 瀬戸内海では、例えば広島県竹原市の「ハチの干潟」において、同趣旨の事業が提案されたことがあるが、これは、元々、アマモ場が広く展開する干潟付

**意見 7** 29 頁 21-30 行。「生態系の質の向上とネットワーク化」

**意見内容** 「自然の再生や生態系の維持回復につながる取組」(21 行目) の一つとして、『遊休埋め立て地などでの潮汐という自然の力を活かした磯浜復元、』を挿入する。

**理由** コンクリート護岸で覆われている埋立地の再生のために、例えば、「コンクリート護岸で覆われた

**意見 8** 93 頁 3-6 行。1-5-6 「普通種を含む身近な自然環境の保全」[重点]

**意見内容** 「絶滅危惧の状態にないいわゆる普通種については、生態系を構成する基盤であり、多様な生態系サービスを発揮させるためにも重要であることから、現状を把握するとともに必要に応じて生息・生育・繁殖地の保全を含めた対策を図る。」の「現

国際合意に従い、「少なくとも」を挿入すべきである。

高い目標を掲げた以上、既に抽出している「生物多様性の観点から重要度の高い海域」のとりわけ沿岸域 273 海域をすべて保護区にするという方針は、極めて積極的で、「今までどおりからの脱却」を象徴する取り組みになるはずである。

るが、それだけしか書かれておらず、むしろ冬季に大型珪藻（ユーカンピア属のタラシオシーラなど）が優占するようになり、それを動物プランクトンが摂食しないなど低次生態系に変化が起り、これにより食物連鎖に伴う栄養塩の高次生物への移行が正常に行われない状態が出現していることなど深刻な事態が起きていることにも触れるべきである。ただ、文脈からは、削除がいいと思われる。

近で、泥場を造成する事業であり、返って干潟周辺を破壊し、浚渫土により汚染を拡大するだけの愚策であった。こうした事業が、本戦略に盛り込まれることは大問題である。各省庁の既存施策を無批判に並べている結果、こうした問題が放置されてしまっているのではないか。

海岸における磯浜復元の促進」を入れるべきである。これは、2021 年 4 月 8 日、参議院環境委員会で採択された瀬戸内法の一部を改正する法律案に対する付帯決議の第 2 項「未利用埋立地等を利用し、自然の力を活かした磯浜の復元に努めること」が根拠になる。

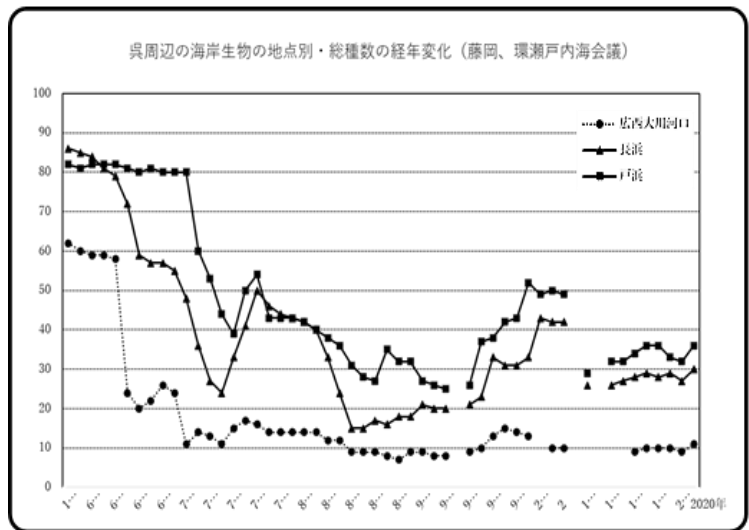
状を把握」のところを、「現状及び経年変化を把握」に変更する。

**理由** 環瀬戸内海会議では、元顧問の藤岡義隆氏が 1960 年から呉市（広島県）の海岸における生物調査を始め、2002 年まで継続した。その後、2015 年から

は環瀬戸内海会議として藤岡氏の調査を引き継ぎ、3 地点につき毎年の生息種に関する調査を継続している。その意味で、長期にわたるモニタリングを行うことを提起し、「経年変化の把握」を追加したい。

以下に呉における海岸生物の地点別・総種数の経年変化図を示す（藤岡氏の図は、2012 年 10 月 30 日、中央環境審議会の瀬戸内海の環境保全の在り方に関する答申の図 28 として引用されている）。また関連で、本年が瀬戸内法施行 50 年であることを機に、「瀬戸内法 50 年プロジェクト」を進めている。これを特集したトラストニュース 79 号の表紙に 1960

年からの呉の海岸生物種数の経年変化図を示している。参考資料とする。



### 意見 9 全体

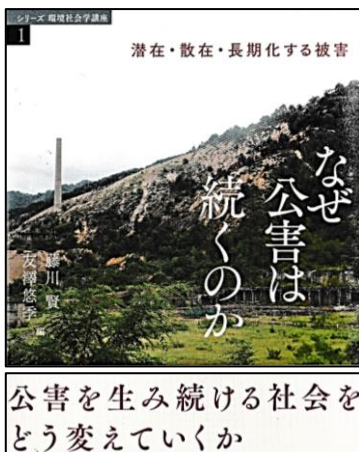
**意見内容** 第 3 部分的な「まとめ」の章が必要である。

**理由** 本戦略では「生物多様性の損失を止め、反転させるためには、経済、社会、政治、技術すべてにおける横断的な社会変革が必要」とする考え方が基調にあるが、第 2 部、行動計画で各省庁の現在の取り組みを羅列していることの中に「社会変革を意識的に進めていこうとする意欲と計画の中身」を見出すことはほとんどできない。

第 2 部のあとに、第 1 部と第 2 部との関係性、あるいは基調としている「あらゆるセクターにわたる社会変革」と国の既存の取り組みを羅列した第 2 部との関連性や問題点、課題につき、何らかの整理をすべきである。

「あらゆるセクターにわたる社会変革」を想定した本戦略の作成は、社会全体を変革するという、政府全体が取り組まねばならないような壮大な業務である。環境省の、自然環境局という一部局が担える業務の枠を超えている。少なくとも環境省全体、さらには全省庁に関わる内容をはらんでいる。そこでは省庁間の矛盾や対立を伴わざるを得ないような課題が山積みしているのではないかと。コロナ禍で約 2 年は遅れていることからすれば、急ぎ本戦略を策定すべきであることは理解するが、本戦略は中間的なものであり、これを踏み台として逐次改善していく必要があるという点を最後に確認するような記述も必要なのではないか。

## ☆☆ 環瀬戸にご恵贈頂きました ☆☆



4 月 23 日着で編著者・藤川賢氏より、ご恵贈頂きました。この場を借り御礼申し上げます。

藤川賢氏は、明治学院大学教授。執筆者の一人、堀畑まゆみ氏は桜美林大学教授。お二人は、豊島に何度もお出かけしていました。一番近い豊島での出会いは、2017 年の不法投棄産廃撤去完了記念式典の時であったと記憶しています。ご一読をお勧めします（事務局 松本宣崇）

### 「なぜ公害は続くのか」

藤川賢・友澤悠希 編

新泉社・刊 定価 2500 円+税





# 今年もやります 海岸生物調査



## ぜひ、ご参加・ご協力を！

環瀬戸内海会議幹事 生物調査担当 坂井章



環瀬戸内海会議が、瀬戸内海沿岸の生物調査を2002年から開始して22年目になります。みんなで見つめる「瀬戸内海」渚の生物ウォッチング・・・「足元の海」の生物調査にぜひ、ご参加・ご協力をお願いします。

### 2023年 呉市周辺海岸生物調査

連絡先 : 090-7126-1837  
環瀬戸内海会議共同代表 湯浅

調査日	調査場所	集合時間	集合場所
7月3日(月)	長浜	13時	呉線 広駅
7月4日(火)	戸浜	14時	呉線 広駅
7月5日(水)	広西大川	15時	呉線 阿賀駅

※1日だけの参加でも、大歓迎です。

= 岩場や砂浜を歩くのに適した服装でおいでください。 =

故藤岡義隆さんは1960年代から半世紀にわたり、呉市周辺の海岸生物の種類数の経年変化を調査してきました。

このような調査の公的報告は一つもなく藤岡さんの調査データは他に類のない貴重な資料で、環境省の環境政策立案の基礎資料となっています。

私たち環瀬戸は会の最重要課題・生物調査の最重要地点として藤岡さんの調査を引き継いでいきたいと願っています。

また、私たちが今暮らす地域の「足元の海」の生物調査の集積が海の環境を守り育み、環境毀損への警鐘になると確信しています。ぜひ、参加・ご協力をお願いします。

### お願い！

調査を行っても、結果を整理し、記録していかななくては、調査の意義は半減します。

海岸調査で、自然に触れ、遊んだり、新しい発見をしたり、カメノテなどを探したりして楽しむことも重要ですが、今年は、去年と比べて〇〇が減少したとか、〇〇が異常発生したとか・・・その時々状況を記録し、伝えていくことも重要です。

重複しても構いませんので、過去のデータをお持ちの方は送って下さるよう、お願いします。

☆ これまで頂いたデータは、環瀬戸内海会議HPに掲載しています。

HPアドレス <http://www.setonaikai-japan.net/03seibutucyousa/seibutucyousa-index.html>

### 余談

国土地理院が維持管理する詳細な電子国土基本図を用いて、我が国の島を一定の条件のもと数えた結果、14,125島となりました。(2023年2月28日発表)

これまで、6,852島と言われてきた「日本の島の数」が倍以上に・・・  
瀬戸内海は727島が 岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県だけでも1,399島に！！・・・衛星画像をコンピューターを使って数えたそうです・・・

# 環瀬戸第34回総会&瀬戸内法50年シンポ — 瀬戸内法50年をふり返る — 7月1～2日 豊島で開催

## スケジュール

- ◆ 7月1日(土) 14:00 豊島家浦港集合  
宇野経由 13:25 宇野港発 高松経由 13:00 高松港発 海上タクシー(実費)
- 14:00～ 豊島産廃不法投棄現場視察&海岸生物調査など環境学習ツアー
- 18:00～ 懇親会(BBQ形式) 会場:自然の家(唐櫃公堂隣)～雨天決行
- ◆ 7月2日(日) 会場:いずれも唐櫃公堂
- 09:00～ 第34回総会
- 13:00～ 瀬戸内法50年シンポジウム  
基調講演「『汚染調査団』から50年をふりかえり、  
これからの瀬戸内海を考える」  
講師: **山田國廣** 氏  
(京都精華大学名誉教授・瀬戸内海汚染総合調査団)
- 15:30 終了(フェリー:家浦港16:25発 宇野港16:50着の帰途を考慮)



## 参加諸費用

- ◆ 参加費: 3000円(産廃不法投棄現場視察費込み)
- ◆ 宿泊費: 自然の家(一泊朝食弁当付) 4000円 28名まで  
HARU(一泊朝食)～合宿形式～一棟借上げ 5000円 13名まで  
ティーオリーブ(一泊朝食)～個室&二人部屋 6200円 10名まで (先着順)
- ◆ 懇親会費: 2500円(BBQ代金として) (学割: 2000円) アルコール代別途
- ◆ 7月2日昼食代: 1000円
- ◆ 7月2日シンポジウムのみ参加: 500円

**参加申込期限: 6月24日厳守**

## 2023年度会費のお願い

年会費(一口) 個人: 4,000円 団体: 10,000円

— 一口以上 何口でも可 —

非礼と思いますが、会費等を納入頂いた方にも振込用紙を同封しています。環瀬戸内海会議の活動は、主に年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願い致します。環瀬戸内海会議は2023年6月で満33年を迎えました。会費のお納めをお願いします。カンパ、熱烈大歓迎です!!

瀬戸内トラストニュース第80号 2023年6月10日/発行責任者 松本宣崇  
環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子(愛媛県) 携帯090-3783-8332 湯浅 一郎(東京都)  
Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp  
HPアドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>  
会費等振込先 郵便振替 口座№ 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議  
銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行169店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで



**添付資料**

# 海岸生物調査のお願い

みんなで見つめる「瀬戸内海」渚の生物ウォッチング  
皆さん近くの海岸の健康度をチェックしませんか！

環瀬戸内海会議・瀬戸内法プロジェクトでは、住民による海岸生物調査を2002年度から開始し瀬戸内海全域で実施しています。河川では水性生物の種類でその河の健康度（汚れ具合）をチェックする方法は確立されていますが、海健康度を海岸生物でチェックすることは殆ど行われていません。この調査の継続的実施は非常に重要な資料となります。

今年も春から夏の大潮の時期に海岸生物一斉調査を予定しています。皆様のご協力で各地での調査の継続をお願いします。

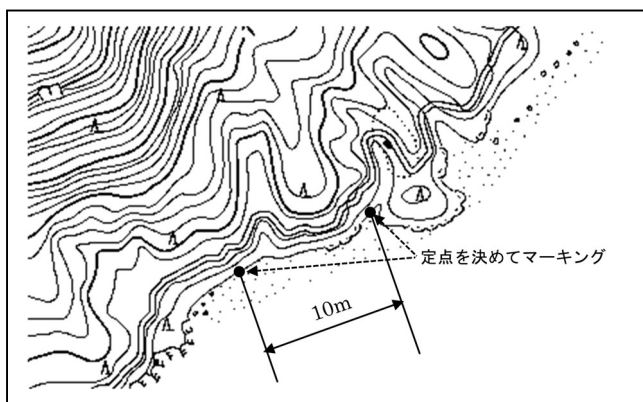
調査日時の決定には、もよりの潮時表を参照してください。

## 調査方法

### ① 個体数の調査

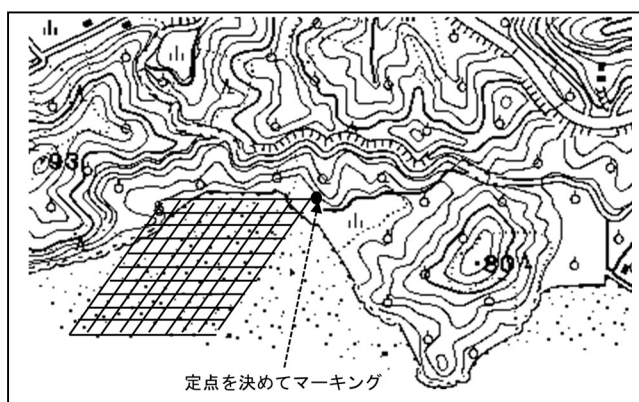
イボニシ・カメノテ

海岸10mの範囲で個体数を数える。



アサリ

調査定点内からランダムに2～3箇所を決めて1㎡内の個体数を平均する。



### ② 指標生物の確認 次の生物の有無を確認する。

海岸生物：カメノテ、イボニシ、オオヘビガイ、クロフジツボ  
マガキ、ケガキ、ムラサキイガイ、ムラサキウニ

海藻：アマモ、アナアオサ

### ③ その他確認できた海岸生物名をわかる範囲で記入してください。

※調査結果は裏の調査表に記入し、下記プロジェクト生物調査担当・坂井まで送って下さい。  
また、調査地点を記入した地図を添付して頂けると助かります。

環瀬戸内海会議 海岸生物調査担当 坂井 章

〒738-0054 広島県廿日市市阿品4-21-5

TEL 080-1933-1890

mail : kanseto-cyousa@setonaikai-japan.net

海岸生物調査表

( 年)


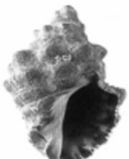


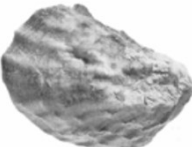
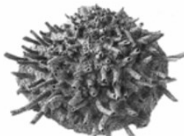




調査日時		調査	氏名	
調査地点住所		責任者	連絡先	
浜、磯の通称		調査人数		

※調査地点がわかる地図を添付してください。

個体数の調査(定点での)

個体数		潮の種類
カメノテ	( 個/10m)	干潮時間
イボニシ	( 個/10m)	潮位
アサリ	( 個/1㎡)	天気

指標生物の確認(見つかったら多い・少ない・いないのどれかを○で囲む)

カメノテ			イボニシ			オオヘビガイ			クロフジツボ		
大きさ4cm。岩礁帯の割れ目に密集して付着している。			大きさ3cm。潮間帯の岩礁に見られ、殻の口の中が黒っぽい。			大きさは5cm。潮間帯の岩の上につきついている。			大きさ1cm。岩礁帯についています。		
多い	少ない	いない	多い	少ない	いない	多い	少ない	いない	多い	少ない	いない
											
マガキ			ケガキ			ムラサキガイ			ムラサキウニ		
大きさ20cm。岩、くい、防波堤などにつく。			大きさ10cm。殻の表面にパイプ状の突起がある。			大きさ8cm。潮間帯の防波堤、岸壁などに群がってつく。			大きさ7cm。各地の岩礁に見られ、トゲは強く表面はなめらか。		
多い	少ない	いない	多い	少ない	いない	多い	少ない	いない	多い	少ない	いない
											
アマモ			アナアオサ			その他の見られた生物及び気付いたこと					
大きさ0.5~1m。沿岸の内湾にみられる。			大きさ20~30cm。潮間帯の下に繁茂し、大小の穴ができる。								
多い	少ない	いない	多い	少ない	いない						
											

- ◎ 個体数の調査   イボニシ、カメノテは海岸10mの範囲で個体数を数える。  
アサリはランダムに2~3か所を決めて、1㎡内の個体数を平均する。

《参考》 上記の他に確認できた生物に○を付けてください。

- カニ類     ハクセンシオマネキ、スナガニ、コメツキガニ、イソガニ、オサガニ、マメコブシガニ
- ヒトデ類   アカヒトデ、マヒトデ、イトマキヒトデ、ニホンクモヒトデ
- マキ貝類   タマキビ、スガイ、イシダタミ、コシダカガンガラ
- カサ貝類   マツバガイ、ヒザラガイ、ウノアシガイ
- その他     イソギンチャク類、カサネカンザシ、パフンウニ、カシパン類

この表は環瀬戸内海会議が実施している調査表です。  
初心者の方でも容易に参加できますので、是非、干潟で遊びながら調査してみてもは。(\*^~^)

## 環瀬戸内海会議第34回総会 in 豊島開催要項

### 第34回総会&瀬戸内法50年シンポ

# — 瀬戸内法50年を振り返る —

日時 2023年7月1(土)～2日(日)

会場 豊島唐櫃公堂 (香川県小豆郡土庄町豊島唐櫃)

宿泊先 豊島・自然の家 (香川県小豆郡土庄町豊島唐櫃) ほか

#### スケジュール

- ◆ 7月1日(土) 14:00 豊島家浦港集合  
宇野経由 13:25 宇野港発 13:50 家浦港着  
高松経由 13:00 高松港集合出発 海上タクシー(各自実費で、最低1500円必要です)

14:00～ 豊島産廃不法投棄現場視察&海岸生物調査など環境学習ツアー

18:00～ 懇親会(BBQ形式) 会場:自然の家(唐櫃公堂隣)～雨天決行

- ◆ 7月2日(日) 会場:いずれも唐櫃公堂

09:00～ 第34回総会

13:00～ 瀬戸内法50年シンポジウム

基調講演 『汚染調査団』から50年をふりかえり、  
これからの瀬戸内海を考える」

講師: **山田國廣** 氏

(京都精華大学名誉教授・瀬戸内海汚染総合調査団)

豊島の皆さんからの発言

15:30 シンポ終了(フェリー:家浦港16:25発 宇野港16:25着を考慮)

#### 諸経費

参加費:3000円(産廃不法投棄現場視察費込み)

宿泊費:自然の家(一泊朝食弁当付) 4000円 28名まで

HARU(一泊朝食)～合宿形式～一棟借上げ 5000円 13名まで

ティーオリーブ(一泊朝食)～個室&二人部屋 6200円 10名まで (先着順)

懇親会費:2500円(BBQ代金として) (学割:2000円) アルコール代別途

7月2日昼食代:1000円

7月2日シンポのみ参加:500円

参加ご希望の方は、裏面の参加申込書各欄に○印を付けて**6月24日必着**で、環瀬戸内海会議事務局までお申し込み下さい。FAX、Eメール、郵送、いずれかでお願ひします。

なお、お支払いは、7月1日の懇親会場もしくは2日の会場の受付で受領させていただきます。

申込・問合せ先 環瀬戸内海会議 事務局

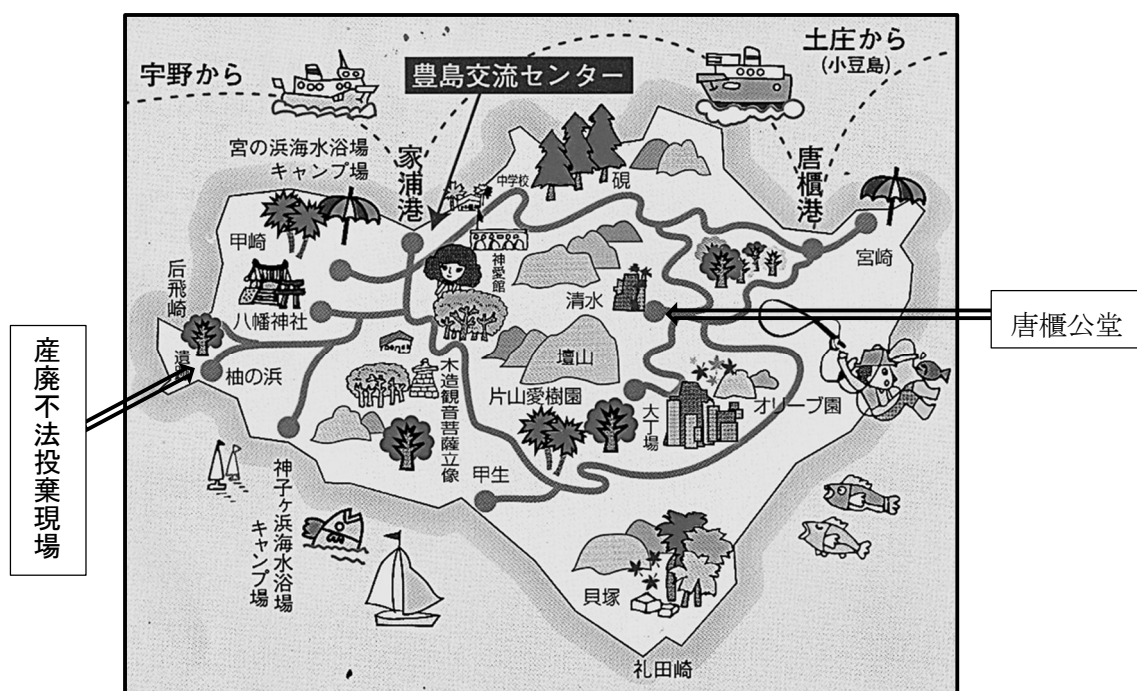
参加申込書は裏面

700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方

TEL・Fax 086-243-2927 Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp



## 環瀬戸第34回総会・懇親会場周辺案内図



切り取り

## 環瀬戸内海会議第34回総会参加申込書

参加費	懇親会費	宿泊費			7.2 昼食	7.2 シンポ のみ参加	合 計
		自然の家	HARU	ティー オリーブ			
3,000	2,500	4,000	5,000	6,200	1,000	500	

空欄に○印をつけ、合計金額をご記入のうえ、環瀬戸内海会議事務局までご須付して下さい。

宿泊は3カ所になります。いずれかを選択して下さい。ただし、収容数に限度があり、**先着順**で参加申込の取り扱いをさせていただきますので、ご了承下さい。

高松経由でご参加の方は、海上タクシー乗船料を乗船時にお支払いください。

お 名 前 \_\_\_\_\_

ご 住 所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_@\_\_\_\_\_